

自立した活力ある地域づくりと観光交流の拡大

1 地域の活性化とまちづくりの支援

(1) 都市再生促進税制及びまち再生促進税制の延長及び拡充(所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

国際的な都市間競争の激化や金融情勢の悪化等に対応しながら、都市の再生を一層促進するため、以下の措置を講じる。

1. 都市再生促進税制の延長

国が指定する都市再生緊急整備地域において、民間活力を中心とした都市再生を強力に促進するため、民間都市再生事業(国土交通大臣認定)に係る特例措置を2年延長する。

| 認定事業者 | | | | 従前地権者 |
|----------------|------------------------|---------------|----------------|------------------|
| 所得税 法人税 | 登録免許税 | 不動産取得税 | 固定資産税 都市計画税 | 所得税・法人税 個人住民税 |
| 割増償却 5年間50% | 軽減税率 (建物保存)0.4 0.3% | 課税標準 1/5控除 | 課税標準 5年間1/2 | 軽減税率() |

(所)2,000万円超15%、2,000万円以下10%(法)5%追加課税の適用除外(個)2,000万円超5%、2,000万円以下4%

2. まち再生促進税制の延長及び拡充

市町村が定める都市再生整備計画の区域において、まちづくり交付金による公共施設整備と連携した都市再生を一層促進するため、認定民間都市再生整備事業(国土交通大臣認定)に係る特例措置を拡充のうえ2年延長する。

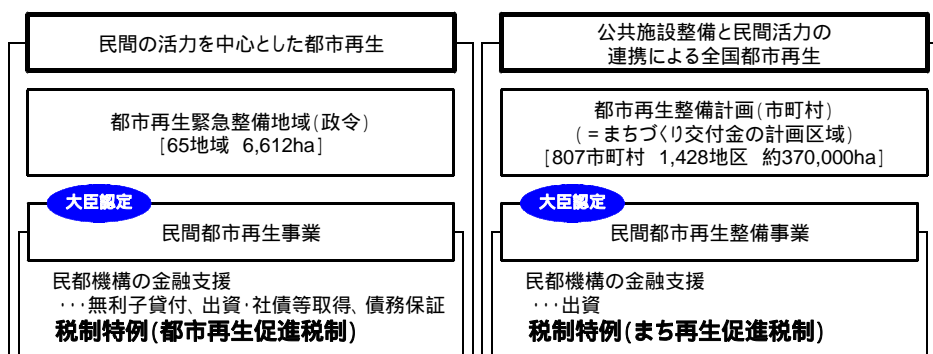
(延長)

| 認定事業者 | | | 従前地権者 | | |
|----------------|--|---------------|------------------|------------------------|---------------|
| 所得税 法人税 | 登録免許税 | 不動産取得税 | 所得税・法人税 個人住民税 | 登録免許税 (地区内残留者のみ) | 不動産取得税 |
| 割増償却 5年間50% | 軽減税率 (土地移転)1.3 0.8% (建物保存)0.4 0.3% | 課税標準 1/5控除 | 軽減税率 () | 軽減税率 (土地移転)1.3 1.0% | 課税標準 1/5控除 |

(所)2,000万円超15%、2,000万円以下10%(法)5%追加課税の適用除外(個)2,000万円超5%、2,000万円以下4%

(拡充)

三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等の区域及び政令指定都市を除く地域においては、事業区域面積の要件を0.5ha以上から0.2ha以上に緩和。



(2) 都市環境改善促進税制の創設等(所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、事業所税)

人口減少社会の到来等に対応し、都市の既存ストックを活かしたまちづくりを進めるため、衰退した駅前商業施設や空地の再生・再利用を通じて都市環境の改善を図る事業を促進するとともに、住民・企業等の地域が主体となって行うまちの魅力の維持・向上のための取組みを支援する。

1. 都市環境改善事業(仮称)に関する特例措置

地域経済に影響の大きい衰退した駅前商業施設や虫食い状に発生した空地等について、取得のうえ再整備・集約等を行う都市環境改善事業(仮称)に係る特例措置の創設等を行う。

【都市環境改善事業の例】

衰退した駅前商業施設の取得、債権債務関係の整理、再整備、テナント付け虫食い地・土壌汚染地等の利活用困難な土地の取得、集約・整序、汚染除去緑地整備等のヒートアイランド、CO₂対策

(1) 認定事業者等の土地等の取得に対する特例(創設)

登録免許税の軽減税率

(土地移転登記：1.3% 0.8%、建物移転登記：2.0% 0.8%)

不動産取得税の課税標準控除(土地・建物：1/5を控除)

(2) 認定事業者等と土地交換等を行った地権者に対する特例

(認定事業用地適正化計画に係る特例措置の拡充())

所得税・法人税の課税繰延(100%)

不動産取得税の課税標準控除(土地：1/10を控除)

現行の認定事業用地適正化計画に係る特例は別途延長

(3) 認定事業者等に対して行う金融支援業務等について収益事業から除外する特例(創設) (法人税・法人住民税・事業税・事業所税)

2. 都市環境維持・改善機構(仮称)に関する特例措置

都市の美化、にぎわいの創出など地域住民・企業等が行うまちの魅力の維持・向上のための取組みを支援する組織として、地方公共団体の指定を受けた公益法人等(都市環境維持・改善機構(仮称))が広場、緑地等の用に供する土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者について次の特例措置を創設する。

所得税・法人税の特別控除(1,500万円)

所得税・法人税・個人住民税の軽減税率

(所得税：2,000万円超15%、2,000万円以下10%)

(法人税：5%追加課税の適用除外)

(個人住民税：2,000万円超5%、2,000万円以下4%)

(3) 市街地再開発事業における特例措置の延長 (所得税、法人税、固定資産税)

1. 市街地再開発事業により建築された施設建築物（権利床、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く）の取得者に対する特例措置を2年延長する。

所得税・法人税：割増償却5年間10%

2. 市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る特例措置を2年延長する。

固定資産税：住宅床2/3、非住宅床1/3を減額（新築後5年間）

(4) 自動二輪車駐車場整備促進に係る課税標準の特例措置の拡充 (固定資産税)

自動二輪車駐車場の迅速かつ積極的な整備を促進するため、三大都市圏の既成市街地等における一定の自動二輪車駐車場を新設又は改築する場合について、以下の特例措置を講じる。

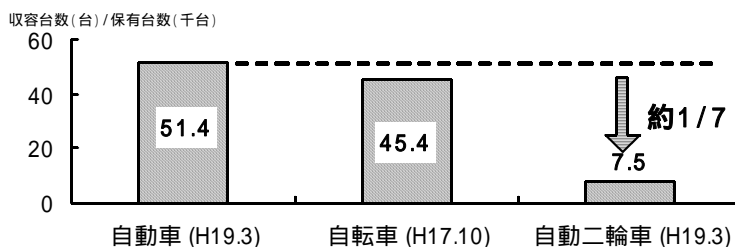
固定資産税：課税標準3年間2/3に軽減

（自動二輪車の駐車のための償却資産）

（対象地区）首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に基づく既成市街地（都市区域）、近郊整備地帯（区域）及び都市整備区域、並びに中心市街地活性化法に基づく認定基本計画に定められた区域

（対象駐車場）駐車場法に基づき市町村が定める駐車場整備計画において位置付けられた駐車場

保有台数1000台当たりの駐車場整備台数



< 主な償却資産 >



シェルター



ガードパイプ、車両固定装置



個別ロック方式設備



車輪固定装置

(5) 関西文化学術研究都市建設促進法に係る特例措置の延長及び拡充 (法人税、不動産取得税、固定資産税、事業所税)

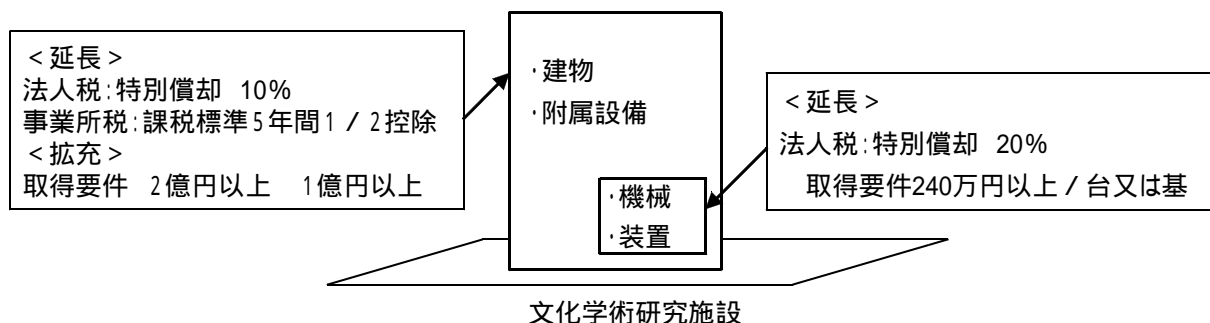
関西文化学術研究都市建設促進法に基づき、関西文化学術研究都市の建設を促進するため、文化学術研究施設等の整備に係る課税の特例措置を拡充のうえ2年延長する。

1 . 文化学術研究施設 (拡充・延長)

法人税：特別償却 機械・装置：20%、建物・附属設備：10%

事業所税：資産割 課税標準5年間1/2を控除

建物・附属設備の要件を取得等金額1億円(現行2億円)以上に拡充



2 . 文化学術研究交流施設 (延長)

不動産取得税：課税標準1/2を控除(家屋) 税額1/2を減額(敷地)

固定資産税：課税標準5年間1/2に軽減(家屋)

(6) 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長 (所得税、法人税)

半島振興対策実施地域において、製造業及び旅館業の立地を促進し、所得水準の向上・雇用の場の確保等による地域の活性化を図るため、次の課税の特例措置を2年延長する。

半島振興対策実施地域

製造業の用に供する設備(取得価額2,000万円超)を新設又は増設した場合の特別償却

機械・装置：10%、建物・附属設備：6%

半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区

旅館業の用に供する設備(取得価額2,000万円超)を新設又は増設した場合の特別償却

建物・附属設備：6%

- (7) 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長及び拡充(所得税、法人税)
- (8) 奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長及び拡充(所得税、法人税)

離島振興対策実施地域及び奄美群島の特性を活かした産業振興及び地域間交流を促進するため、特例措置を2年延長するとともに、両地域における燃油の流通効率化に資する石油卸売業・燃料小売業の用に供する設備、奄美群島の条件不利性を克服する産業分野である情報通信産業等の用に供する設備を特別償却の対象に追加する。

《特例措置の内容》

(延長)

離島振興対策実施地域及び奄美群島

製造業又は農林水産物等販売業の用に供する設備(取得価額2,000万円超)を新設又は増設した場合の特別償却

機械・装置:10%、建物・附属設備:6%

離島振興対策実施地域及び奄美群島のうち過疎地域に類する地区

旅館業の用に供する設備(取得価額2,000万円超)を新設又は増設した場合の特別償却

建物・附属設備:6%

(拡充)

離島振興対策実施地域及び奄美群島

特別償却の対象として、石油卸売業又は燃料小売業の用に供する設備のうち燃油の流通効率化に資するもの(共同油槽所)の新設又は増設を追加

奄美群島

特別償却の対象として、情報通信産業等()の用に供する設備の新設又は増設を追加

情報通信産業等:有線放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター

< 離島振興対策実施地域及び奄美群島に係る特例措置の延長及び拡充の概要 >

取得価額:2000万円以上、特別償却率:6%

< 延長 >

製造業、旅館業、農林水産物等販売業

< 拡充 >

・石油卸売業、燃料小売業

・情報通信産業等(奄美群島のみ)

建物

附属設備

機械

装置

取得価額:2000万円以上、特別償却率:10%

< 延長 >

製造業、農林水産物等販売業

< 拡充 >

・石油卸売業、燃料小売業

・情報通信産業等(奄美群島のみ)

2 地域交通の維持・活性化と観光振興

(1) 整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から経営分離される並行在来線の譲受固定資産に係る特例措置の延長等 (登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

JRから並行在来線の経営を引き継ぐ第三セクター会社について、その経営安定化により、地域の生活路線・鉄道貨物輸送の維持、整備新幹線の整備の円滑な推進を図るべく、整備新幹線の開業に伴いJRから分離される並行在来線の固定資産に係る特例措置の適用期限を7年延長する等、所要の税制上の措置()を講じる。

【現行特例措置】

登録免許税・不動産取得税：非課税

固定資産税・都市計画税：課税標準 20年間 1 / 2 に軽減

() 現在、「政府・与党整備新幹線検討委員会」や「与党整備新幹線建設促進プロジェクトチーム」において、並行在来線の支援措置を検討中であり、右検討結果に基づき、並行在来線の経営基盤の安定化のための所要の税制上の措置を講じるもの。

既に開業した並行在来線(第3セクター)の現状

しなの鉄道株

営業区間: 軽井沢～篠ノ井
営業キロ: 65.1km
輸送人^千の推移
(H10 H19) : 18%
(209 172百万人^千)

IGRいわて銀河鉄道株

営業区間: 盛岡～目時
営業キロ: 82.0km
輸送人^千の推移
(H15 H19) : 13%
(118 102百万人^千)

肥後おれんじ鉄道株

営業区間: 八代～川内
営業キロ: 116.9km
輸送人^千の推移
(H16 H19) : 7%
(42 39百万人^千)

【厳しい経営環境】

整備新幹線の開業に伴い、旅客需要が新幹線へ転移するため、輸送量は減少。近年の少子高齢化やモーターリゼーションの進展等により輸送量はさらに減少。経営の安定化を図るためには、税制特例が必要不可欠。

今後の並行在来線経営分離区間

東北新幹線・八戸～新青森間(平成22年度末完成予定)
の並行在来線

東北本線(八戸～青森) 96.0km
青森県が3種事業者として鉄道用地、鉄道施設等を取得・保有予定のため、税制特例は不要

北陸新幹線・長野～金沢間(平成26年度末完成予定)
の並行在来線

信越本線(長野～直江津) 75.0km
北陸本線(直江津～金沢) 177.2km
北海道新幹線・新青森～新函館間(平成27年度末完成予定)
の並行在来線

江差線(木古内～五稜郭) 37.8km
右3路線の具体的な事業形態等は地方自治体において検討中

(2) 地方鉄道事業者が補助を受けて取得する安全性向上設備に係る特例措置の延長(固定資産税)

極めて厳しい経営状況にある地方鉄道事業者が、引き続き、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを提供していくことができるよう、鉄道軌道輸送高度化事業費補助金・鉄道施設総合安全対策事業費補助(うち鉄道施設の老朽化対策部分)により取得する安全性向上設備に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

固定資産税：課税標準 5年間 1 / 2 に軽減

(3) 都市鉄道の利用者利便向上のための特例措置の延長 (固定資産税、都市計画税)

都市鉄道の利用者利便の一層の向上を図るため、都市鉄道利便増進事業に係る特例措置、鉄道駅総合改善事業に係る特例措置、駅の乗継円滑化のための大規模改良工事に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

都市鉄道利便増進事業に係る特例措置

固定資産税：非課税（トンネル）

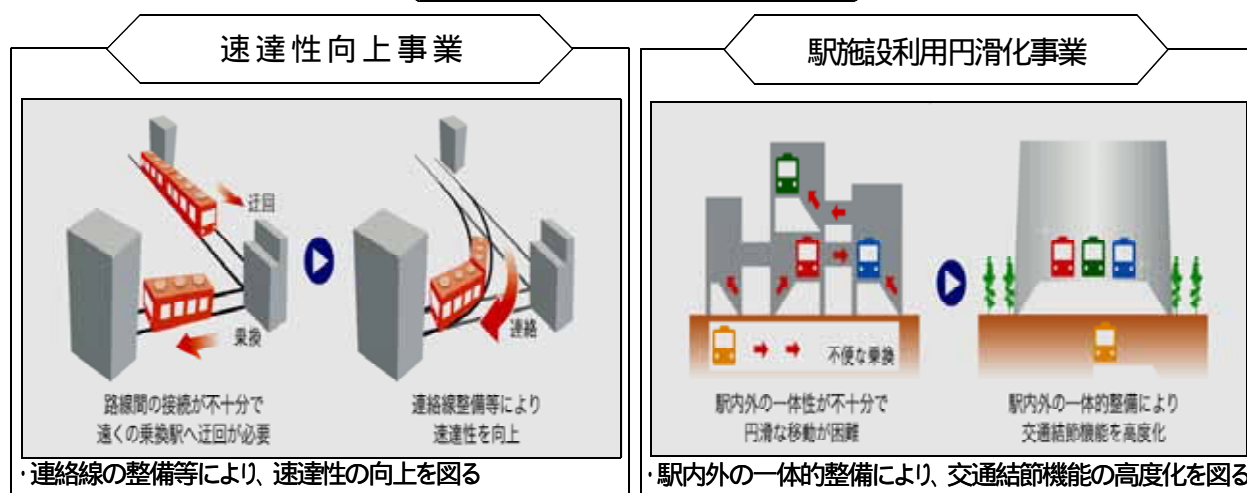
固定資産税・都市計画税：課税標準5年間2/3（鉄道施設等）に軽減
鉄道駅総合改善事業に係る特例措置

固定資産税：課税標準5年間3/4に軽減

駅の乗継円滑化のための大規模改良工事に係る特例措置

固定資産税・都市計画税：課税標準5年間3/4に軽減

都市鉄道利便増進事業の概要



(4) ICカード乗車券の共通化・相互利用化設備に係る特例措置の延長 (固定資産税)

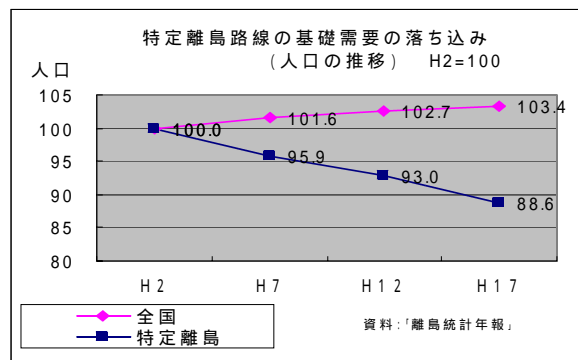
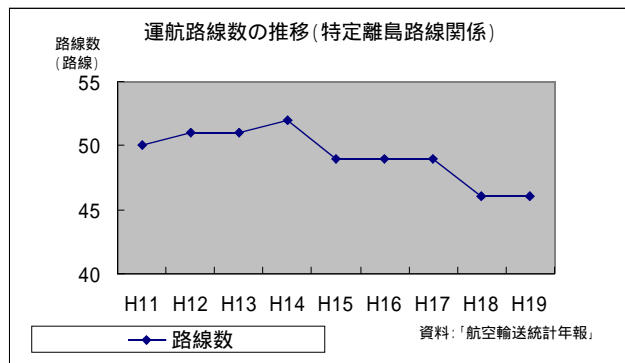
一枚のICカード乗車券で、より広域的に多くの鉄道を簡便に乗り継ぐことができるようにするため、ICカード乗車券の共通化・相互利用化に資するセンターシステム方式によるセンターサーバ・自動出改札装置等に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

固定資産税：課税標準3年間3/4に軽減

(5) 特定離島路線航空機に係る特例措置の延長及び拡充 (航空機燃料税)

幹線等の高需要路線に比べ、競争力が弱くコスト面で割高な離島航空路線を維持し、離島住民の生活を支えるため、特定の離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税について、特例措置の適用を2年延長するとともに、さらなる負担軽減のため、所要の措置を講ずる。

現行の軽減措置：3 / 4 に軽減 (26,000円 / kl 19,500円 / kl)



(6) 離島航路事業用の新造船舶に係る特例措置の延長及び拡充 (固定資産税)

生活航路である離島航路は、住民の人口減少・高齢化による輸送人員の減少、燃油高騰等から、その運営状況は極めて厳しい状況にある。特に債務超過、資金調達が困難な航路事業者が増え、耐用年数が過ぎながら船舶の代替建造は停滞しているため、新造船舶に係る特例措置を2年延長する。さらに、鋼材価格・船価が上昇する一方、航路事業者の資金繰りは一層深刻化し、船舶保有の航路運営への圧迫が増していることから、特例措置を拡充する。

固定資産税：課税標準 5年間 1 / 6

最初の5年間 1 / 6 その後5年間 1 / 3 に軽減

(7) ウェルカム税制 (国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置) の延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

観光立国推進基本計画に定められている訪日外国人旅行者を2010年までに1000万人とするとの目標を達成するためには、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりが重要であり、外国人旅行者のニーズの高い設備の導入を促進することが必要であることから、外客旅行容易化法の宿泊拠点地区における国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置を2年延長する。

所得税・法人税：特別償却30%

対象設備：国際放送受信設備

高速通信設備 (新規に取得する120万円以上のもの)

